

# 貸付規則等が改正されました

❖下記のように貸付事業の取扱いが緩和され、組合員の皆さまの負担が軽減されました。❖

## 1. 抵当権の設定の廃止

400万円を超える住宅貸付等について抵当権の設定を義務付けておりましたが、平成24年度より民間の貸付保険に加入したことにより、共済組合において債権の回収を行う必要がなくなったため、廃止いたします。

※ 現在抵当権を設定されている借受人で、直ちに抵当権の解除を希望する方は、お預かりした書類一式を返却しますので、共済事務担当課にお申し出ください。

なお、解除に要する費用につきましては、借受人の負担となります。

## 2. 一部負担金の廃止

抵当権設定を要しない貸付に対し、保険料の一部を貸付利率に上乗せして徴収していましたが、抵当権設定の廃止により借受人の公平性を図るため保険料の一部負担も廃止いたします。

なお、すでに保険料の一部負担を徴収されている方についても廃止になるため、4月より償還額が変更になります。

## 3. 借用証書の書式変更

上記1,2の廃止に伴い「借用証書」の書式が一部変更されました。新しい借用証書については、共済組合ホームページからダウンロードして使用してください。

## 4. 改正時期

平成26年4月1日からとなります。



## ❖ 共済組合では、次の貸付事業を行っています ❖

種類	利率	事由	限度額
普通貸付	年利 2.66%	組合員が生活必需物資を購入するための費用	給料月額 の 6 ヶ月分に相当する金額 • 最高限度額 200 万円
住宅貸付	年利 2.66%	組合員が自己の用に供するための住宅を購入、新築、増築、改築、修理、住宅の敷地を購入するための費用	給料月額に15頁別表①の組合員期間に応じ、当該月数を乗じて得た額 (注)最低保障額15頁別表②参照 • 最高限度額1,800万円
災害貸付	家財貸付	組合員の家財にかかる災害(水震火災その他の非常災害)や盗難等による損害にあったときの費用	給料月額 の 6 ヶ月分に相当する金額 • 最高限度額 200 万円
	住宅貸付	組合員の住宅または住宅の敷地が災害による損害にあったときの費用	住宅貸付と同じ (注)最低保障額15頁別表②参照
	再貸付	現に住宅貸付、災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅、住宅の敷地が災害による損害にあったときの費用	給料月額に15頁別表①の組合員期間に応じ、当該月数を乗じて得た額 (注)最低保障額15頁別表②参照 • 最高限度額1,900万円
在宅介護対応住宅貸付	年利 2.4%	要介護者に配慮した構造を有する住宅で段差の解消、手すりの設置、ホームエレベーター等の設置に要する費用	住宅・災害(再)貸付と併用する場合は各貸付限度額(最低保障額および最高限度額)に300万円を限度とする額を貸付額とすることができる • 最高限度額300万円

特別貸付	医療貸付	年利 2.66%	組合員、被扶養者が療養するために必要とする費用（入院中の雑費、診療のための交通費、転地療養等に要する費用）	給料月額の6ヶ月分に相当する金額 ・最高限度額 100万円
	入学貸付	年利 2.66%	組合員、被扶養者（被扶養者でない子を含む）が学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、またはこれらに準ずるものとして理事長が定める外国の教育機関に入学（修学）するための費用（修業年限が1年以上の学校に限る）	給料月額の6ヶ月分に相当する金額 ・最高限度額 200万円
	修学貸付	年利 2.66%		修業年限の年数に相当する月数（修学年の中途から借入れる場合にあつては貸付月から起算して残存する月数）1ヶ月につき10万円、ただし3月、4月の貸付については120万円 ・最高限度額 120万円
	結婚貸付	年利 2.66%	組合員、被扶養者（被扶養者でない子を含む）、孫、兄弟姉妹の婚姻に要する費用	給料月額の6ヶ月分に相当する金額 ・最高限度額 200万円
	葬祭貸付	年利 2.66%	組合員の配偶者、子、父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に要する費用	給料月額の6ヶ月分に相当する金額 ・最高限度額 200万円
高額医療貸付	無利息	組合員、被扶養者が「高額療養費」の支給（「限度額適用認定証」を使用する場合を除く）の対象となる療養にかかる支払いのために臨時に資金を必要とするとき	1つの事由ごとに高額療養費に相当する額	
出産貸付	無利息	組合員、被扶養者が、「出産費等」の支給（医療機関への直接支払制度および受取代理制度該当の場合を除く）の対象となる出産にかかる支払いのために臨時に資金を必要とするとき	出産費に相当する額	

- 貸付申込みされる方は、「貸付申込書および添付書類等」を各所属所の共済事務担当課へ提出してください。
- 借受資格は、住宅・在宅介護については組合員期間が1年以上となった日、それ以外の貸付については組合員となった日からとなります。
- 貸付の申込みにおいて、共済組合と他の金融機関への償還額を含め、毎月の償還額の合計が給料月額（基本給）の30%を超える場合および年間償還額の合計が年収額の30%を超える場合は、貸付ができません（「高額医療貸付」「出産貸付」を除く）。
- 貸付限度額については、住宅・災害（住宅・再）・在宅介護および修学を除いた貸付は給料の6ヶ月分に相当する金額（各貸付の最高限度額まで）。
- 貸付利率は変動利率のため、変更する場合があります。

[ 別表 ]

貸付限度額および最低保障額算定方法				
①最高限度額		②最低保障額		
組合員期間	月数	組合員期間	住宅・災害貸付	災害再貸付
1年以上6年未満の場合	7月	3年未満の場合	100万円	150万円
6年以上11年未満の場合	15月	3年以上7年未満の場合	400万円	450万円
11年以上16年未満の場合	22月	7年以上12年未満の場合	700万円	750万円
16年以上20年未満の場合	28月	12年以上17年未満の場合	900万円	950万円
20年以上25年未満の場合	43月	17年以上の場合	1,100万円	1,150万円
25年以上30年未満の場合	60月			
30年以上の場合	69月			



詳細については、共済組合ホームページをご覧ください。所属所の共済事務担当課または共済組合 福祉課福祉班へおたずねください。

TEL 045-664-5423